平成２６年（フ）第７６号
山口県周南市大字下上2167番地の33
破産者　有限会社システム防災
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所周南支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第６６号
鹿児島県出水市高尾野町柴引2574　出水郡医師会立第二病院、住民票上の住所鹿児島県出水市武本13481番地６
破産者　遠竹多喜子
法定代理人成年後見人　跡上　美保
1　決定年月日　平成27年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第６７号
岩手県一関市藤沢町西口字境152番地
破産者　小野寺延吉
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１２３号
静岡県湖西市新居町中之郷3965番地　エクシードⅢ101、開始決定時の住所静岡県湖西市新居町新居1554番地の２
破産者　佐原　寛信
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第４８５号
愛知県知多郡武豊町大字冨貴字寺西19番地３、開始決定時の住所愛知県半田市旭町２丁目27番地の１　レインボーティアラ東成岩605号
破産者　長友　克憲
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０１２号
愛知県清須市須ケ口駅前１丁目41番地　グランドステイ須ヶ口Ｂ－２
破産者　佐々木勝政
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３５３号
愛知県知多郡南知多町大字豊浜字中之浦15番地の１
破産者　大岩　辰男
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５５８号
名古屋市東区東大曽根町32番10号　チサンマンション徳川町301号、従前の住所名古屋市東区代官町25番26号　近藤マンション303号
破産者　やすらぎ処友こと　大野　明美
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６１４号
愛知県東海市高横須賀町６丁目68番地　メゾン・ド・シンバ101号、従前の住所愛知県江南市古知野町千丸12番地３　宝マンション江南スクエア107号
破産者　角谷　貴博
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７０５号
名古屋市港区木場町８番地の55　木場団地４棟704号
破産者　川村　勝弘
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７３１号
神戸市長田区一番町３丁目１番地市住３－1003号
破産者　橋本よし子
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７５９号
神戸市須磨区大黒町１丁目３番18号
破産者　平田組こと　平田　勝市
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７９８号
広島市佐伯区海老園１丁目１番33―306号
破産者　高畦　保則
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５３号
鹿児島県鹿児島市小松原２丁目５番６号　辻村アパート102号
破産者　末満　宏至
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第５５号
北海道滝川市東町６丁目７番14号　東団地27号
破産者　笠井富美榮
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第３１６号
北海道旭川市神楽岡14条３丁目６番10号
破産者　松尾　孝雄
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４４号
北海道帯広市西20条南２丁目25番７号　佐藤方
破産者　遠藤　大典
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係